宮崎県被覆資材等価格高騰対策緊急支援事業補助金（間接補助）交付要綱

令和８年１０月２８日
宮崎県被覆資材支援事務局

（趣旨）

第１条　宮崎県被覆資材支援事務局は、中東情勢の影響による被覆資材等の価格高騰により影響を受けている農業者の負担軽減を図るため、対象となる農業用資材の導入を行う農業者に対して補助金を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

（間接補助事業者）

第２条　補助金の交付を受けて事業を行う者（以下「間接補助事業者」という。）は、次の要件を満たす者とする。

（１）　法人にあっては、宮崎県内に事業所を置く法人その他の団体（国、市町村を除く。）、又は宮崎県内の住所地、居所地、事業場等の所在地を納税地として青色申告を行っている個人事業主であること。

（２）　個人にあっては、宮崎県内に現に居住し、宮崎県内の市町村の住民基本台帳に記録されている者であること。

（３）　営農集団にあっては、代表者の定めがあり、全ての構成員が本条各号の要件を満たしていること。

（４）　県税に未納がないこと。

（５）　地方税法（昭和25年法律第２２６号）第３２１条の４及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

（６）　前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

（７）　その他補助が適当でないと宮崎県被覆資材等価格高騰対策緊急支援事業補助金事務局（以下「事務局」という。）の長（以下「事務局長」という。）が認める者でないこと。

（補助対象経費及び補助率）

第３条　第１条の補助金の交付の対象となる経費は、補助事業者が補助事業を実施するために必要な経費とし、補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

（補助金の交付の申請手続等）

第４条　補助金の交付の申請をしようとする農業者は、事務局に対し、その定める期日までに、インターネットを利用することにより事務局が運営するシステムにて申請しなければならない。ただし、当該申請をしようとする農業者がインターネットを利用することが困難である場合にあっては、事務局長が別に定める書類を提出することにより申請することができる。

２　前項に規定する、事務局長が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

（１） 補助金申請書兼請求書（別記様式第１号）
（２） 購入金額及び購入日等がわかる納品書又は請求書等の写し
（３） 間接補助事業者の振込口座情報を確認できる通帳の写し
（４） その他事務局長が必要と認める書類

（補助条件）
第５条 補助条件は、次のとおりとする。
（１） この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類（全ての証拠書類を含む。）を整備の上、補助事業（第１条の補助金の交付対象となる事業をいう。）の期間中、常にその収支の状況を明らかにしておくこと。
（２） 前号の書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後５年間、事務局長又は宮崎県知事の求めがあったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておくこと。
（３） その他この要綱の定めに従うこと。

（補助金の交付決定兼確定通知）
第６条 事務局長は、交付の申請手続がなされたものについて、審査を経て、補助すべきものと認めたときは、当該申請に対して補助金の交付を決定し、間接補助事業者に通知するものとする。
２ 前項の間接補助事業者への通知は、間接補助事業者への補助金の入金をもって行うものとする。
３ 事務局長は、補助金の交付の申請が第２条各号に規定する要件に該当しないと認め、補助金の不交付を決定したときは、宮崎県被覆資材等価格高騰対策緊急支援事業補助金不交付決定通知書（別記様式第２号）により通知するものとする。

（申請の取下げ）
第７条 間接補助事業者は、前条第２項の補助金の交付の決定までに、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、事務局長にメール（メールが利用できない者においては事務局に電話）にて取り下げの申し出をしなければならない。

（交付決定兼確定の取消し等）
第８条 事務局長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第６条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
（１） 間接補助事業者が、法令、本要綱等又は本要綱等に基づく事務局長の処分若しくは指示に違反した場合
（２） 間接補助事業者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
２ 間接補助事業者は、前項の規定により給付決定が取り消された場合において、給付金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る給付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該給付金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年１０．９５パーセントの割合で計算した加算金を事務局に納付しなければならない。
３ 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、間接補助事業者の納付し

た金額が 返還を命ぜられた給付金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられるものとする。

４　間接補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額（未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間についてはその納付額を控除した額）につき年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

５　事務局長は、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

６　事務局長が第６条第２項の規定による補助金の交付決定を行う際、申請書等の不備による振込不能等があり、事務局が確認等に努めたにもかかわらず申請書等の補正が行われず、間接補助事業者の責に帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（検査及び報告）

第９条　事務局長は、補助金の適正な支出のため、必要に応じて間接補助事業者に対して、検査、報告、その他必要な措置（以下「検査等」という。）を求めることができる。

２　間接補助事業者は、検査等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

附　則

この要綱は、令和９年１０月２８日から施行し、令和８年度宮崎県被覆資材等価格高騰対策緊急支援事業補助金から適用する。

別表（第３条関係）

<table>
<tr><td>区分</td><td>事業費</td></tr>
<tr><td>補助対象経費</td><td>対象期間内に作物生産で必要な以下の農業用資材を購入した際の購入経費を支援

<table>
<tr><td colspan="2">農業用資材の区分</td><td>対象期間</td></tr>
<tr><td rowspan="2">施設園芸</td><td>・ハウス被覆資材（外張・内張）
（材質はビニル又はＰＯ）</td><td>令和８年５月１日～
令和９年１月31日</td></tr>
<tr><td>・マルチ資材</td><td rowspan="3">令和８年４月１日～
令和９年１月31日</td></tr>
<tr><td>露地園芸</td><td>・マルチ資材
・トンネル資材</td></tr>
<tr><td>飼料作物</td><td>・サイレージ
ラップ用資材</td></tr>
</table>

【その他要件】
・対象の農業用資材の購入費用の合計が２万円（税抜）以上であること
・作付面積に合った資材の購入数量であること。
・補助金の交付は、１間接補助事業者につき１回限り。</td></tr>
<tr><td>補助対象者</td><td>第２条に掲げる者</td></tr>
<tr><td>補助率</td><td>定額（価格上昇分の２分の１相当額）</td></tr>
<tr><td>補助金額の計算方法</td><td>補助対象者への補助金額は、補助事業者が取りまとめた農業者の合計金額とし、農業者ごとの補助金額の算定は、次のとおり行うものとする。なお、当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
補助金額＝（当年の資材費－高騰前の資材費※1）×０．５
※1 高騰前の資材費＝当年の資材費÷価格上昇率※2
※2 価格上昇率は、農業用資材の対象期間の開始月の前月と直近価格で比較した各種資材の仕入れ価格等により、県が定めるものとし、以下の数値とする。ただし、今後の価格動向に応じて価格上昇率を見直す場合がある。なお、価格上昇率を変更する場合は、実施の１か月前までを目途に、県から農業者へ周知される。

<table>
<tr><td colspan="2">農業用資材の区分</td><td>価格上昇率</td></tr>
<tr><td rowspan="2">施設園芸</td><td>・ハウス被覆資材（外張・内張）
（材質はビニル又はＰＯ）</td><td>１．３２</td></tr>
<tr><td>・マルチ資材</td><td>１．４５</td></tr>
<tr><td rowspan="2">露地園芸</td><td>・マルチ資材</td><td>１．４５</td></tr>
<tr><td>・トンネル資材</td><td>１．３２</td></tr>
<tr><td>飼料作物</td><td>・サイレージ
ラップ用資材</td><td>１．４５</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

別記様式第１号（要綱第４条）

記入日：	令和　年　月　日

宮崎県被覆資材支援務局長　殿

宮崎県被覆資材等価格高騰対策緊急支援事業補助金申請書兼請求書
※システムにより提出する場合は不要

宮崎県被覆資材等価格高騰対策緊急支援事業による補助金の交付を受けたいので、宮崎県被覆資材等価格高騰対策緊急支援事業補助金（間接補助）交付要綱第４条の規定により、関係書類を添えて申請する。

1 事業の対象　※全てにチェック☑が入る方が対象になります

□	宮崎県被覆資材等価格高騰対策緊急支援事業補助金（間接補助）交付要綱を確認し、間接補助事業者の要件を満たしています。
□	経営耕地面積が10ａ以上または年間の農産物販売金額が15万円以上の農業者です。 （支援対象資材の購入金額(税抜)の計が２万円以上であれば、該当します。）
□	購入資材は、所有又は利用権を有する農地、若しくは農地所有者から農作業を受託している農地で使用し、施設園芸の被覆資材（外張・内張）は令和８年５月１日から令和９年１月31日まで、その他の資材は令和８年４月１日から令和９年１月31日までに購入し、かつ、令和９年３月末までに使用する農業用資材です。
□	宮崎県から申請内容について検査・報告の求めがあった場合は、これに応じます。
□	補助要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、補助金を返還するとともに、加算金を支払うことに応じます。
□	本補助金の審査に必要な限度で、本補助金の提出資料に記載された情報を、関係する機関（市町村等）に宮崎県が提供及び確認することに同意します。
□	その他、被覆資材等価格高騰対策緊急支援事業補助金交付要綱、及び、被覆資材等価格高騰対策緊急支援事業実施に係る運用についてに従います。
□	本補助金の申請に係る書類及び関係する帳簿並びに証拠書類を今後５年間保存することを承諾します。
□	申請内容及び提出書類に虚偽はありません。

2 申請者（間接補助事業者）情報（太枠の中を記入してください）

郵便番号			JAの組合員もしくは准組合員ですか	はい・いいえ
所在地（住所）				
申請者名(ﾌﾘｶﾞﾅ) ※法人・営農集団の場合、代表者名		（　　）		
生年月日		明・大・昭・平　　年　　月　　日		
電子メール（任意）				
電話番号				
法人・営農集団の場合のみ	組織名(ﾌﾘｶﾞﾅ)	（　　）		
	担当者名(ﾌﾘｶﾞﾅ)	（　　）		
経営面積のうち今回支援対象の主な品目と作付面積	施設園芸			a
	露地園芸			a
	飼料作物			a

(2ページに続きます)

3 補助事業に係る対象資材等

（単位：円）

農業用資材の区分		購入金額（税抜） ①	価格上昇率 ②	高騰前の価格 ※1円未満切り捨て ③ (①÷②)	価格※1上昇額 ④ (①－③)	補助金額※2 注）千円未満切り捨て ⑤ (④÷2)
施設園芸	ハウス被覆資材（外張・内張） ※材質はビニル又はＰＯ		1.32	0	0	
	マルチ資材		1.45	0	0	
露地園芸	マルチ資材		1.45	0	0	
	トンネル資材		1.32	0	0	
飼料作物	サイレージラップ用資材 （ﾌｨﾙﾑ、ﾍﾞｰﾙﾈｯﾄ、ﾄﾜｲﾝ）		1.45	0	0	
合計		0		0	0	0

※1　価格上昇額　＝｛当年の購入金額－（当年の購入金額÷価格上昇率）｝

※2　補助金額　＝　価格上昇額の合計×０．５（千円未満切捨て）

4 事業完了年月日（納品・請求のいずれか遅い方）

令和　年　月　日

5 振込先情報（当該通帳の写しを添付してください。）

金融機関名		金融機関ｺｰﾄﾞ	（４桁）
支店名		支店ｺｰﾄﾞ	（３桁）
預金種別		口座番号※1	（７桁）
口座名義人※2	カタカナで記載		

※1　口座番号が６桁以下の場合は、はじめに「0」を記載してください。

※2　口座名義人は、必ず、申請した本人名義、法人名義、営農集団名義にしてください。

6 添付する書類（いずれにも☑が入らないと申請は受け付けられません）

☐ 購入資材の納品書、請求書、販売伝票、レシート、購買証明等の写しのいずれか

※　伝票上に記載された資材が農業用資材の区分のどれに該当するかわかるように図示すること

☐ 振込先通帳の写し

別記様式第２号

令和８年度宮崎県被覆資材等価格高騰対策緊急支援事業補助金不支給決定通知書（通知）

文　書　番　号
令和　年　月　日

様

宮崎県被覆資材支援事務局長

令和　　年　　月　　日付で申請のあった標記補助金について、下記の理由により不交付を決定しましたので、宮崎県被覆資材等価格高騰対策緊急支援事業補助金（間接補助）交付要綱第６条第３項の規定により通知します。

記

不交付の理由：